

# 京都府森林吸収量認証制度現地調査要領

制定 平成 28 年 3 月 10 日  
公益社団法人 京都モデルフォレスト協会

## 1 趣旨

この現地調査要領は、京都モデルフォレスト協会が、京都府の指定機関として京都府森林吸収量認証制度に従い、現地調査を適正に実施するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

## 2 現地調査の実施方法

### (1) 整備面積

整備面積の調査は、申請面積と照合して行い、認証は調査面積により行う。

### (2) 整備区域

- ア) 整備地として認める区域は、植栽にあっては原則として植栽が完了している区域とする。
- イ) 植栽以外の整備にあっては、当該整備と一体として取扱う樹木を包括する区域とする。
- ウ) 整備地内にある整備不可能地等で、1箇所の面積が 100 m<sup>2</sup>以上であるものは除地として整備面積に含めない。

### (3) 植栽

- ア) 整備内の標準とみなされる任意の場所に面積 100 m<sup>2</sup>を基準として標準地を設定し、標準地内の植栽本数を調査する。
- イ) 同一の整備地に異なる 2 樹種以上が植栽されている場合は、実測または本数比により面積を按分する。

### (4) 下刈

整備地内の雑草木の刈払い状況について調査する。

### (5) 除伐

整備内の標準とみなされる任意の場所に面積 100 m<sup>2</sup>を基準として標準地を設定し、標準地内の除伐本数を調査する。

### (6) 間伐

整備内の標準とみなされる任意の場所に面積 100 m<sup>2</sup>を基準として標準地を設定し、標準地内の生立本数、間伐本数及び片付け等の実施状況を調査する。

### (7) 林齢

伐根又は森林簿等から当該森林の林齢を調査する。

### (8) 標準地の設定箇所数

標準地の設定箇所数は、申請の面積により、原則として以下のとおりとする。

- ア) 1.0 h a 未満の場合は、1箇所以上
- イ) 1.0 h a 以上、3.0 h a 未満の場合は、2箇所以上
- ウ) 3.0 h a 以上、10.0 h a 未満の場合は、3箇所以上
- エ) 10.0 h a 以上の場合は、4箇所以上

### (9) 写真撮影

整備区域が確認できる遠景・全体写真及び現地調査の際の標準地の森林の状況が確認でき

る写真（林床から梢端まで確認できるもの）を撮影する。

### 3 現地調査報告書の作成

現地調査結果を「現地調査報告書」（別記）に取りまとめる。

### 付 則

この調査要領は、平成28年3月10日から施行する。

別記(3関係)

## 京都府森林吸収量認証制度現地調査報告書

			整理番号	
調査年月日		調査者	(印)	
申請者等				
実施区分	自ら実施する	費用負担・委託等支援する		
森林の所在地				
森林の所有者				
樹種		林 齡	年生	
森林整備内容・面積		調査の方法・結果等		確認面積:ha
植栽	地拵え			
	苗木の状況			
	植栽方法			
下刈	刈り払い状況			
除伐・整理伐	不良木淘汰			
	刈り払い状況			
間伐	伐採率			
	伐採木の処理			
出来高面積計			ha	
添付書類				
(1)位置図				
(2)面積が確認できる実測図等(整備内容の区分け及び標準地の設定箇所表示)				
(3)現地調査写真				
(4)調査野帳				

別記(3-2)

## 京都府森林吸収量認証制度現地調査野帳

		整理番号	整備内容	整備面積:ha	
調査年月日:				申請面積	確認面積
調査者: _____ (印) _____					
標準地番号	標準地面積 $m \times m$ $m^2$	植栽本数 (本) (樹種)	生立本数 (本)	間伐 (本)	間伐率
	$m \times m$ $m^2$	( )			
	$m \times m$ $m^2$	( )			
	$m \times m$ $m^2$	( )			
合計	$m^2$ (抽出率: %)				
備考					

注) 間伐率は、間伐本数を生立本数と間伐本数の和で除して求める。(小数点以下一位を四捨五入)